

4月から国民年金保険料の額が変わります

平成28年度の国民年金保険料は1か月16,260円(平成27年度は15,590円)です。保険料は納付期限までに納めましょう。

○納付書で保険料を納めている方の場合

日本年金機構から4月上旬に平成28年度(1年分)の納付書が郵送されますので、お近くの金融機関などで納めていただきますようお願いいたします。

ただし、平成27年度に免除などが承認されている方は、免除期間終了後に納付書が郵送されます。

○口座振替を利用して納めている方の場合

平成28年度以降も、届け出されている振替方法で継続して振替がされます。(納付書は郵送されません)

なお、振替方法の変更を希望される方は届け出が必要となりますので、お早めに変更手続きをしてください。

※振替不能となった場合

振替日に残高不足などにより振替が出来なかった場合は、翌月の振替日に当月分とあわせて2か月分の振替を行います。再振替により振替できなかった場合には、納付書を郵送しますので、お近くの金融機関などで現金で納めていただくことになります。

なお、前納払い(2年分・1年分・半年分)が振替不能となった場合は、割引きがなくなり、毎月の口座振替(当月分が翌月末の振替)に切り替わります。

ただし、届け出により年度の途中でも再度、残りの月分を納付書で前納することができます。

教育委員会だより

羽島郡二町教育委員会 ☎245-1133

まだ10回しか教えていない

「10回教えてできない子が目の前にいたら、どんなことを思いますか。多くの方は『10回も教えたのにどうしてできないの?』と、思うのではないのでしょうか。しかし、私たちは『まだ10回しか教えていない。だからできないのだ。できるようになるまで何回でも教えよう』と考えます。」

この言葉は、以前研修で訪れた特別支援学校で勤務する職員の言葉です。今でもそのときの言葉が強く心に残っています。

私たちの個性は、一人一人違います。得意なこと、不得意なことも違います。それに加えて、子どもたちの育ちは、環境や発達段階によって大きく違ってきます。しかし、私たち大人は子どもの成長を強く願うあまり、「周りの子と比べて、少し発達が遅れているのではないか」と不安になったり、「どうしてこんなこともできないのか」といら立ったりすることはないのでしょうか。

できないことではなく、できたことに目を向けると「小さな成長」が見つけれられます。途中で失敗したり、うまくいかなかったりしながらも、少しの声かけで励まされて最後にできるようになった時の子どもの笑顔を見ると、うれしい気持ちでいっぱいになります。そして、子ども自身にも「できた」という自信が芽生えます。

子どもの育ちは、できることが多いか少ないか、速いか遅いかは大きな問題ではなく、子どもたち一人一人の歩みに大人が寄り添い、「小さな成長」を共に喜んでいくことがとても大切なことだと考えます。

この4月、羽島市に「岐阜県立羽島特別支援学校」が開校します。岐南町、笠松町も対象地域となり、通学時間が大幅に短くなりました。新しい校舎では、一人一人のペースに合わせた学習ができます。

新しい学校に通う子どもたちや羽島郡の全ての子どもたちに、大人が寄り添い、少しだけ声かけすることから始めてみませんか。

子どもたちの成長を通して、私たち大人も「小さな成長」をしていることを忘れてはいけません。